



# 村田 享子 参議院議員

\*\*\*マンスリーレポート 1月号\*\*\*



## 組合員の声が質問に！ 国も前向きな対応 現場の声を国へ届けよう！

ご安全に！ 参議院議員の村田きょうこです。

2024年12月19日(木)に、石破内閣誕生後、初めて質疑を行いました。場所は経済産業委員会、新たに大臣に就任された武藤容治経済産業大臣の所信表明を受けての質疑です。

村田議員は、JAM 組合員からの声として、試作品の価格転嫁が進んでいない問題提起や、海外製品の価格転嫁促進を政府へ要望しました。

### 試作品の価格転嫁 政府も問題視

JAM 組合員からの問題提起を受けて、自動車部品の試作品製作を取引先から要望されたものの、価格転嫁がされず経営が厳しい実態について国へ質問を行いました。政府も、試作品の価格転嫁がされていないことを問題視しました。組合員からの声で、国を動かすことが出来ました。



村田享子参議院議員

○価格転嫁について、製品とサービスについてだけではなくて、自動車部品を作っている方から、新車を作るに当たっての部品の試作品について価格転嫁が全くされていないとの声があった。

○試作品についても、当然に価格転嫁の対象になるという理解でよいか。

○受注者から、具体的な部品を作るので試作品の製造を依頼された場合は、原材料やエネルギーコストがかかるので、当然に政府が取り組む適切な価格転嫁の対象となる。

部品の試作品について、費用が支払われていない場合については、十分に協議がされない場合は、独占禁止法や下請け法上問題になる可能性がある。

向井康二  
政府参考人  
(公正取引委員会)

### 海外製品の価格転嫁の促進を求める

JAM 組合員からの意見提起で、海外企業との取引における価格転嫁について意見提起がされました。結論だけ言うと、対応が著しく困難ではあるものの、政府として問題視していることがわかりました。



○海外企業が日本企業に発注を行った場合において、価格転嫁が進んでいないとの相談を2023年受けたが、2024年も変わっていない。

○問題は認識しているが下請法を適用することは、困難である。

○経済産業省としては、海外企業との取引に役に立つ物価指数等の情報発信をしている。



武藤容治  
経済産業大臣

## 労務費指針の周知度徹底を改めて要望

2023年11月に、内閣府と公正取引委員会は、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を発表しました。当指針が出たことで、価格転嫁の促進を求める社会的な情勢が出来ました。ただし、指針の周知度が低いことから、村田議員は政府に対して認知度向上に向けた施策を政府へ求めました。



○令和6年5月末時点の調査での指針の認知度は、48.8%であり、まだ半分にも到達していない。早期の周知徹底を行って賃上げ環境を整備して欲しい。

○公正取引委員会としても指針の周知徹底を重要だと認識している。説明会の開催や、中小企業向けの広報、動画、ラジオなどでの政府広報の実施を行っている。

向井康二  
政府参考人  
(公正取引委員会)



○地下鉄で政府広報が流れているのは拝見した。地方は車移動なので、認知度が低い都道府県においてぜひ力を入れて欲しい。

○公正取引委員会としては、受注者が価格転嫁を十分に要請しやすい環境を整える必要があることは当然認識している。

○下請法についても、改正法案を早期に国会に提出する。

向井康二  
政府参考人  
(公正取引委員会)

## サプライチェーン全体での価格転嫁実現を提言！

自動車部品業界全体で価格転嫁を促進するために、発注元企業が下請けに対して説明を行うことが重要との認識を政府から引き出しました。一方で具体的な数字(金額)に基づいて価格転嫁を求めることは、法に抵触することが明らかになりました。



○大手と中小の賃金格差が拡大している背景には、サプライチェーンの段階が下がっていくほど、価格転嫁が進んでいないことにあるのではないかと。  
○自動車産業において、労使でサプライチェーン全体の価格転嫁を推進する動きがある。発注元が取引のない二次、三次メーカーに対して、価格転嫁を行うよう要請することは可能か。独占禁止法への抵触をするのではないかと疑念から躊躇する声があるがいかがか。

向井康二  
政府参考人  
(公正取引委員会)

○発注元が直接取引のない二次、三次受注者に対して価格転嫁を進めるよう要請を行う、そのこと自体は独占禁止法上又は下請法上問題にならない。

○サプライチェーン全体で、価格転嫁を進めるには、発注元が直接取引のない二次、三次受注者に対しても積極的に協議の場を設けて欲しい。



○発注元から二次、三次に価格転嫁を要請するのは可能とのことだが、例えば具体的な数字や金額を言うのは可能か。

○価格については、共同行為になるところというのは、慎重であるべきである。一般的な資料を使って、全般の上昇率を示す工夫が必要である。

向井康二  
政府参考人  
(公正取引委員会)



○今の話だと具体的な数字が明らかになると独禁法に抵触するかもしれない。サプライチェーンを遡るほど労務費の価格転嫁ができていないのは、こうした理由があるのではないか？

○そういう観点から、独占禁止法上に違反するかどうか事前の相談を幅広く受けつけている。

向井康二  
政府参考人  
(公正取引委員会)



【今回の質問の紹介】  
下部にある二次元コードから質問の模様を見ることが出来ます。



質問の動画

質問の議事録(未定稿)



【発行元】 JAM 政治センター  
TEL:03-3451-2451

〒100-8962 東京都千代田区永田町 2-1-1  
公式サイト⇒<https://murata-kyoko.com/>